

令和2年度

京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト

専門家派遣

募集要領

※申請受付 令和2年4月16日(木)～〈随時受付〉

提出及びお問い合わせ先

(公財) 京都産業21  
産業人材育成・雇用創出推進センター

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内  
TEL : 075-315-9350 / FAX : 075-315-9351

公益財団法人 京都産業21

## 1 事業目的

本事業は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、京都府の委託を受けて実施するもので、中小企業者が生産性向上を推進するに当たっての様々な課題に対して専門家の派遣による支援を行うことにより、当該事業者の質の高い安定的な雇用の創出・拡大を図ることを目的としています。

## 2 対象者

次のすべてに該当する者とします。

- (1) 京都府内に事業所を有する中小企業者
- (2) 別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす会社及び個人のうち、別表2に該当する者

## 3 派遣する専門家

派遣する専門家の選任に当たっては、財団が関係機関等とのネットワークを活用し、支援内容に合致した専門家を推薦するほか、申請者の提案・希望等によることも可能です。

## 4 支援内容

専門家の派遣に要する費用（謝金、旅費）の3分の2を財団が支援します。

ただし、派遣時間は40時間、派遣に要する経費は60万円を限度とします。

なお、謝金は1時間当たり12,240円が基本単価となります。旅費は財団の規定に基づき算定します。

また、派遣費用は、事業実施報告書承認後の精算払いとします。

## 5 受付期間

随時受付けています。

ただし、本年度の予算に達した時点で終了となりますので、予めご了承ください。

## 6 応募方法

「専門家派遣事業申請書」（様式1）（以下「事業申請書」）に必要事項を記入し、直近2期の決算書を添えて、下記あて持参又は郵送により提出してください。なお、申請に際しては、必ず事前にご相談をお願いします。

※提出先

（公財）京都産業21

産業人材育成・雇用創出推進センター

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内

TEL：075-315-9350 FAX：075-315-9351

E-mail jisedaip@ki21.jp

※事業申請書を持参される場合の受付時間は、土、日、祝日、年末年始を除く、平日の 9 時～12 時、13 時～17 時とします。

※事業申請書の様式は、財団のホームページからダウンロードできます。

<http://kyoto-jisedaip.jp/support/2020senmonka/>

## 7 派遣の決定

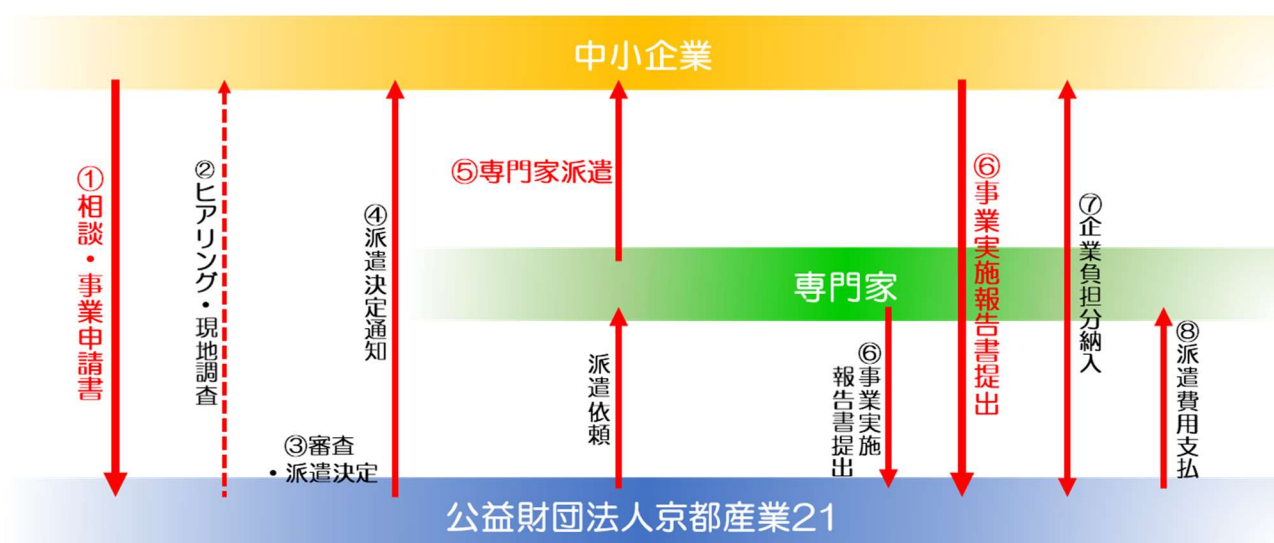
事業申請書の内容や申請者へのヒアリング、現地調査等をもとに、次の観点から総合的に審査・評価した上で、予算の範囲内で派遣を決定します。

＜評価基準＞①生産性向上への寄与 ②事業の実現性 ③質の高い安定的な雇用の実現性

※審査の途中経過及び審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※事業終了後に、「事業実施報告書」（様式2及び様式3）を提出していただき、雇用創出目標の達成状況等を報告していただきます。

## 8 手続きの流れ



## 9 その他留意事項

本事業の実施に当たっては、コーディネータによる指導、助言等を併せて受けていただきます。

(別表 1)

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記に掲げるゴム製品製造業を除く)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
サービス業(下記に掲げるソフトウェア業、 情報処理サービス業及び旅館業を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(別表 2)

### 1 支援対象業種

以下の業種としますが、これら業種の中で、質の高い安定的な雇用の創出に積極的に取り組む企業を支援対象とします。

業種は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類によります。

#### 製造関連業種

09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業

#### 観光関連業種

※ 観光関連業種とは、下記業種の中でも、観光業に関連する事業を行っていると客観的に説明できる事業者とする。

(例) 土産物の製造に携わる事業者、土産物の販売をする小売店、観光案内に関する映像・音声・文字情報やサービスを提供する情報通信事業者など

09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 21 窯業・土石製品製造業 24 金属製品製造業 32 その他の製造業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 60 その他の小売業 70 物品賃貸業 72 専門サービス業 75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業

### 建設関連業種

※ 建設関連業種とは、下記業種の中でも、建設業に関連する事業を行っていると客観的に説明できる事業者とする。

06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 74 技術サービス業（他に分類されないもの）

## 2 対象者のその他の要件

■ 次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ア 法定の会計関係帳簿類及び労働関係帳簿類が整備されていること。
- イ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ウ 社会保険適用事業所の事業主であること。ただし、法定加入義務がない場合はこの限りでない。
- エ 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けていないこと。
- オ 京都府税、市町村民税、消費税又は地方消費税、労働保険料等の滞納がないこと。

■ 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

- ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カの場合を除く。）に、財団が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。
- ク 本事業の対象となる専門家派遣について、国や京都府等から同種の他の補助金等の交付を受けているとき。
- ケ 法令及び条例等の規定に違反していると認められるとき。